

II 課題等

1. 課題

交通安全を訴えるためのポスターとします。

- (1) 子供向けまたは歩行者向けの交通安全ポスター（児童・生徒に交通法規や規則を守らせようとするもの。）
- (2) 運転者向けの交通安全ポスター（自動車〔農業作業用自動車を含む〕・バイク・自転車などを運転する人に交通事故の防止を呼びかけるもの。）

2. 作品応募規格

(1) 応募作品

- ア. 本人の作品であり、かつ他のコンクール等に応募していないもので、模作（既存の作品やインターネット上の画像のまねをして作ったもの）でないものに限ります。
- ※模作であることが判明した場合、受賞を取り消すこともあります。
- イ. 交通法規や規則に反しないものとします。

例 ㊦ 車は左側、歩行者は右側通行とするなど、交通ルールに合ったものとする。

㊦ ① 信号機の色は、運転者から見て、左から青・黄・赤と正しく配列し、歩行者・自転車専用については、赤と正しく配列する。

㊦ ㊦ ② 車の運転者および同乗者は、シートベルトを正しく着用している。

㊦ ㊦ ③ 6歳未満の乳・幼児についてはチャイルドシートを正しく使用している。

※ シートベルト・チャイルドシートは記入もれが多いのでご注意ください。

㊦ ㊦ ④ 自転車に乗っている場合はヘルメットを正しく着用している。

ウ. 応募作品は固有の名称が記入されていないものとします。（名称が特定できるマークを含みます。）

例) 車 両 → メーカー名（メーカーが特定されるマークを含む）、車名、ナンバープレートの番号等。

その他 → 人物の衣服・持ち物のメーカー名、商標等。
風景の中の商店・ビルの名前の看板等。

- エ. 応募作品の標語および言葉の使用については、特に制約をもうけません。
- また、標語を使用する場合には、既製・創作のもの等を問いません。
- ただし、固有の名称（商品名等）は使用しないでください。

(注1)交通安全ポスターコンクールでは例年交通法規に反しているものや標識の書き間違い、固有の商品名・商標等を使用しているため審査の対象外となるケースが多く見られます。また、模作であることが判明した場合、受賞を取り消すこともあります。

※例：歩行者信号の上下逆、No.プレートが実在する番号、他コンクールでの入賞作品酷似 等

(注2)農耕作業用自動車を描く場合は、公道での交通事故の防止を呼びかけるものが対象となります。

(2) 作品の規格・材質

- ア. 規格 四つ切サイズ（約 54cm×約 39cm）
- イ. 画材 描画材料は特に制限をもうけません。
- ※規格外の応募作品は審査対象外となります。

(3) 学年・氏名の記入方法

作品の裏面へ学年・氏名を記入してください。

(4) 名札のはりつけ・記入方法

次の例に示すように、タテ 8cm×ヨコ 12cm 程度の別紙（コピー用紙など）に、県名、学校名、学年、氏名、所属 J A 名（支店名）を明記し、応募作品ごとに左下に必ずはりつけてください。

<例>

（作 品）	
県 名	
フリガナ	
学 校 名	市・区・町・村 立 学 校
学 年	
フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
J A 名	J A

県名は太く、はっきりと記入してください。
フリガナも必ず記入してください。

※名札は、コピー用紙などを使い、作品の左下にはってください。
また、県名、J A 名等が明記されていない場合には、審査対象としないことがあります。

8 cm

12 cm

(5) 郵送等の注意

応募作品の提出、郵送等につきまして、作品に折り目をつけたり作品を破損させたりしないよう特に注意してください。もし作品が破損し、審査に耐えない場合には審査の対象としません。